

平成 29 年度 第 9 回浦川原区地域協議会

と き 平成 30 年 2 月 18 日 (日) 午後 5 時 00 分～
と ころ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4、5

1 開 会 (:)

○会議の成立確認(成立出席委員数 6 人) 出席委員数 人 欠席委員数 人
○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 村松 進 副会長

2 報 告

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 市からの報告

3 協 議

(1) 浦川原区における平成 30 年度の地域活動支援事業の採択方針について(資料 1)

(2) 地域協議会だよりの発行について(資料 2)

4 その他

(1) 次回の開催日時等について

・日時 月 日 () 時 分から

・会場 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4・5

5 閉 会 (:)

浦川原区における平成 30 年度の地域活動支援事業の採択方針について

1 スケジュール

平成 29 年度	平成 30 年度
①事前相談 3月1日(水)～31日(金)	①事前相談 3月1日(木)～31日(土)
②事前相談の周知(班回覧) 3月1日(水)	②事前相談の周知(班回覧) 3月1日(木)
③募集要項の配布(班回覧、防災行政無線) 4月1日(土)	③募集要項の配布(班回覧、防災行政無線) 4月1日(日)
④事業の募集期間 4月1日(土)～30日(日)	④事業の募集期間 4月1日(日)～30日(月)
⑤プレゼンテーション 5月21日(日)	⑤プレゼンテーション 5月中旬
⑥地域協議会(審査) 5月21日(日)	⑥地域協議会(審査) 5月中旬

2 追加募集

平成 29 年度	平成 30 年度
・必要により追加募集を行う	

3 採択方針に関する事項

平成 29 年度	平成 30 年度
<p>【浦川原区地域自治区の採択方針】</p> <p>(1)優先して採択する事業</p> <p>浦川原区の豊かな地域資源を活かし、住民自らの取り組みにより住み続けたい地域づくりを進めるため、浦川原区地域活動支援事業は地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ・過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 	<p>【浦川原区地域自治区の採択方針】</p> <p>(1)優先して採択する事業</p>

平成 29 年度	平成 30 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業 ・区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 ・地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業 <p>(2)その他の事業</p> <p>「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>	<p>(2)その他の事業</p>
<p>【補助率・補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定なし(10/10以下) ※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額 ・補助金の限度額は設定しない 	<p>【補助率・補助金額】</p>
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択方針に基づきプレゼンテーションを受けて委員個人審査を行い、その後、全体で協議する。 ・提案者からの事業説明、地域協議会委員からの質問を含め、1提案者につき25分の時間(提案数が多い場合には調整する)を設け、プレゼンテーションを行う。 	<p>【審査基準】</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度においても、事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。 	<p>【その他】</p>

4 検討事項

浦川原区 地域協議会だより

発行日：平成 30 年 2 月 27 日
通 算：43 号
発 行：浦川原区地域協議会
編 集：地域協議会編集委員会
地域協議会事務局
(総務・地域振興グループ内)

平成 30 年度 地域活動支援事業 ～ 事前相談を開始します ～

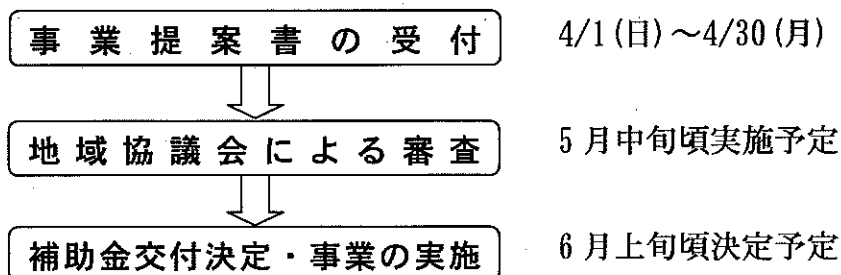
地域活動支援事業は、地域における課題解決や地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う活動に対して支援を行う制度です。本制度は、平成 22 年度にスタートし、新年度も募集が行われる見通しとなりました。

募集に先立ち、3 月 1 日 (木) から浦川原区総合事務所 (総務・地域振興グループ) で、随時、事前相談を受け付けます。平成 30 年度に実施する事業の提案をお考えの皆さんは、是非、この機会にお越しくください。

浦川原区をもっと住みやすく、もっと元気にするために、地域活動支援事業を活用してみませんか。皆さんの提案をお待ちしています。

平成 30 年度 浦川原区地域活動支援事業の概要

- 補 助 率 10/10 以下 (30 年度配分額は未定。参考：29 年度配分額 550 万円)
・ 提案事業の合計額が浦川原区の配分額を超過した場合は、減額されることがあります。
- 補助金の限度額 設定なし
- 募 集 期 間 平成 30 年 4 月 1 日 (日) ～4 月 30 日 (月・祝)
- 事業採択までの主な流れ



※ 上記の内容は、平成 30 年度当初予算の成立を前提としているため、変更になる場合があります。

■ 補助の対象となる経費等

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

補助金の交付が決定した前に着手した内容であっても、事業提案書を提出した日以降に着手していれば補助の対象となります。ただし、審査の結果、事業が不採択になる場合や希望どおりの補助額で採択にならない場合があります。

◆ 補助対象にならない経費 ◆

- ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ・ 応募団体等の運営に要する経費（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）
- ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象）
- ・ 会議の時のお茶代・菓子代
- ・ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外）
- ・ その他市長が対象とすることが適当でないと認めた経費

※ 補助対象経費の範囲に関して疑義が生じた場合は、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）にご相談ください。

■ 浦川原区における採択方針（下記は、平成 29 年度採択方針）

1 優先して採択する事業

浦川原区の豊かな地域資源を活かし、住民自らの取り組みにより住み続けたい地域づくりを進めるため、浦川原区地域活動支援事業は地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

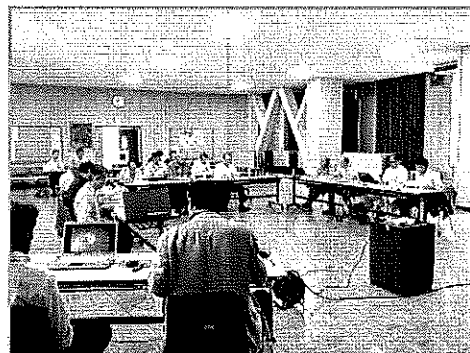
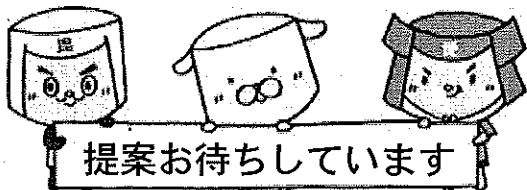
- ・ 行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ・ 過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業
- ・ 安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業
- ・ 区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業
- ・ 地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業

2 その他の事業

「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。

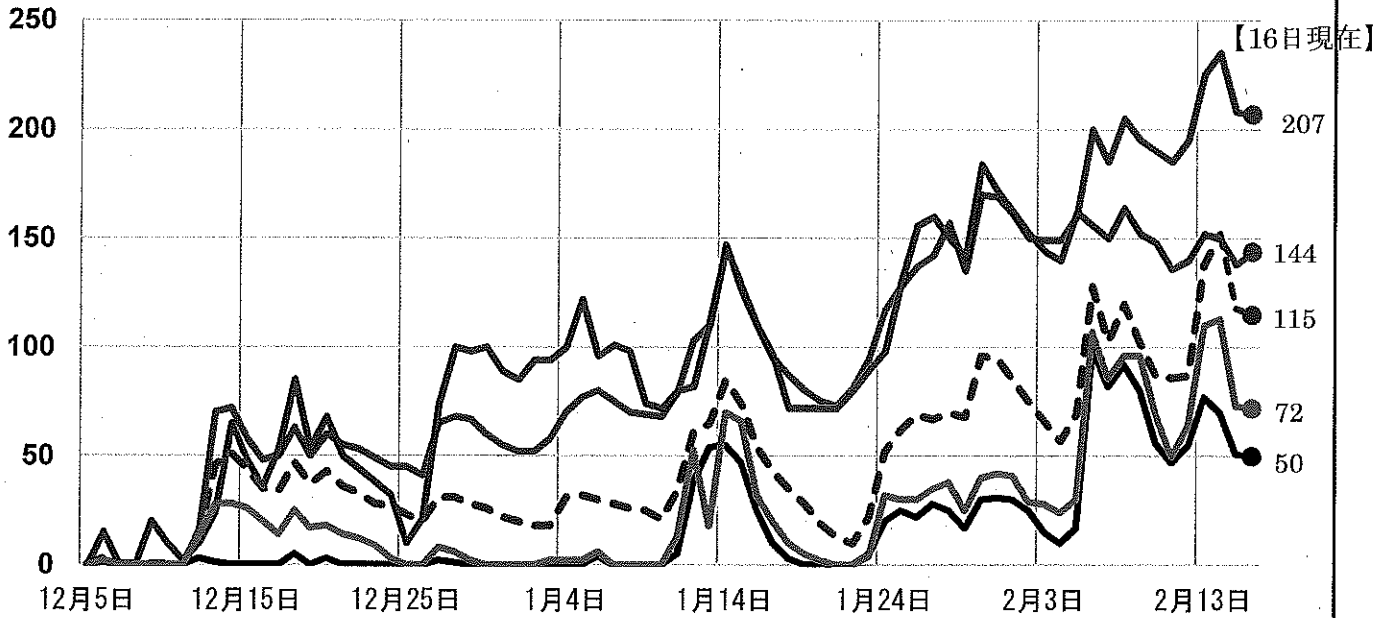
■ 審査方法

事業提案書の受付後、地域協議会において提案者からプレゼンテーションを行っていただき審査します。



平成29年度 市内の積雪量

- - - 浦川原区総合事務所 — 大島区総合事務所 — 大湊区総合事務所
 — 中郷区総合事務所 — 頸城区総合事務所



平成28年度 市内の積雪量

- - - 浦川原区総合事務所 — 大島区総合事務所 — 大湊区総合事務所
 — 中郷区総合事務所 — 頸城区総合事務所

